

(第一類 第九号)

第二回國會 農林委員會 議錄 第三十号

(六九五)

昭和二十三年六月三十日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 井上良次君

理事 岩本 信行君 理事 森 幸太郎君

理事 佐竹 新市君 理事 永井勝次郎君

理事 小林 運美君 理事 寺島隆太郎君

理事 萩原 壽雄君 理事 北 二郎君

理事 小川 原政信君 小野 昭忠君

佐々木 秀世君 重富 卓君

田口 助太郎君 野原 正勝君

松野 頼三君 八木 一郎君

渡邊 良夫君 清澤 俊英君

黒田 壽男君 田中 健之進君

成瀬 喜五郎君 野上 健次君

溝淵 松太郎君 守田 道輔君

神山 榮一君 菊池 豊君

寺本 齊君 中垣 國男君

坪井 龜藏君 約 金右衛門君

平工 喜市君 松澤 一君

森山 武彦君 山口 武秀君

大瀧 龍代司君

出席政府委員

農林政務次官 大島 義晴君

農林事務官 山添 利作君

食糧管理局長官 片柳 眞吉君

委員外の出席者

専門調査員 片山 徳次君

専門調査員 岩隈 博君

本日(の)會議に付した事件

食糧確保臨時措置法案(内閣提出)

(第一一五号)

種畜法案(内閣提出)(第一八六号)

○井上委員長 それではこれより會議を開きます。

第一類第九号 農林委員會會議錄 第三十号 昭和二十三年六月三十日

昨日質疑を終りました。種畜法案の討論にはいらないと思ひます。

○永井委員 討論はこれを省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○井上委員長 永井君の動議に御異議ありませんか。

○井上委員長 異議なきものと認め、討論は省略されました。

これより採決いたします。種畜法案に賛成の諸君の起立をお願いします。

(賛成起立)

○井上委員長 起立議員、よつて種畜法案は原案通り可決いたしました。

なお衆議院規則第八十六條による報告書作成の件は、委員長に一任するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上委員長 御異議なしと認め、ましてさうに決しました。

○井上委員長 本日は食糧確保臨時措置法案と、それから問題の農業協同組合法の二部を改正する法律案がござい

ますが、この二つを議題にしまして、い

たいと思ひますけれども、食糧確保臨時措置法案の質疑がまだたくさん残つて

おりますから、最初はこれを続行する

ことにいたします。今政府委員を呼

んでおきますから、暫時お待ち願いま

す。それで食糧確保臨時措置法案の

質疑を継続いたします。北君。

○北委員 食糧確保臨時措置法案は前

國會に出された臨時農業調整法と大体

同じ形であると思ひます。農林當局に

おきまして、前國會から協同組合法

案と密接な関係があるように申してお

りまして、一体協同組合とのいかなる

関係をもつて結び付くのか、これを具

体的に説明してもらいたいと思ふので

あります。

○大島政府委員 昨年の國會に出た法

案の當時、本委員會においていろ／＼

な御注文が出たわけであります。そこ

で本案はそれらの御注文を中に取入れ

まして、大体その線を取入れてつくつ

ておりますので、第一回國會提出當時

の案とはその性格がまったく異なつて

おるといふことを御了承願ひたいと思

は、直接協同組合との関係はありま

せん。これは単行法でありますので、

さう御了承願ひたい。

○北委員 しかし私はこの法案は農産

物の生産と供出に非常に影響がある。

結局前國會における臨時農業生産調整

法と大体似たものだと思います。そこ

で一番大事なことは価格になつてくる

のであります。いわけると今みだいな

こんな低価格、ほんとうの二東三文の

価格でこの法案がやつていけると思

ふか。この法案をうまく施行していける

と思ふかどうか、この点をお伺いす

る。

○大島政府委員 価格の問題はしば

しば、本委員會でも問題になつておりま

す。すなわち、価格は価格として別に扱

うべきものであります。この案のね

らいは食糧の確保を主眼的に考へてお

るわけでありまして、

ただ近ごろの農村等に参りまして、

御承知の通り今までの供出制度のよう

に、できのいいものから余計出すとい

うことは、精農がいづもばかを見る

というところになりますので、できがい

いとか、悪いとかいふことではな

先は一定の責任生産量をきめて、努力

次第で余計とつたものは公々然と農民

は保持できる。政府はまたその計画を

確実に実行することによつて、日本の

食糧問題の解決をはかつていこうと考

へて、この法案を提出しておるよう

な次第であります。従つて米價との関係

は別なものであるといふことに御了承

を願ひたいと思ひます。

○北委員 私は供出の確保といふこと

は、米價が一番大切だと思ふのであり

ます。農林政務次官はさう考へてお

られないようですが、この價格に對して

は農村は一番關心をもつておるのであ

ります。その價格面がこの法律案に織

込まれていないといふことは矛盾であ

ると思ふが、政務次官はどう考へられ

るか。

○大島政府委員 しばしば、價格と本法

案と結び付けられるようでありますけ

れども、日本の食糧問題といふものは

日本單獨で今解決することができない

ので、御承知の通りしばしば、お願い申

し上げて食糧の放出を願ひ、辛うじて

國民が餓死から免れておる状態にある

のであります。これは農村から申し

ますれば、もちろん價格の高い方が結

構でしようが、やはりこの場合日本は

農村のサンジカリズムになつてはなら

ない、國民全体の生活も相当考へてや

つていかないと、日本の再建は困難で

あらうといふことになりますので、そ

の点では北君のように、一切の事情

を御存じの方は一応おわかりになつて

おるはずでありますから、大体さう

な方向で御了解願ひたいと思ひます。

○北委員 ただいま農林政務次官は價

格のこととは言ひましたが、それなら

今行われている價格がはたして正しい

ものであるかどうか、この点お伺い

したい。

○山縣政府委員 政策としては確かに

総合的な政策の中では一番價格が重要

性をもつていふことは当然であ

ります。しかし法案を立てます場合に

は、何れ一つの法案がその体系の全部

を取入れなければならぬといふこと

ではない。この法案に價格のことが書

いてないといふことは、政策としては

價格を含めた全般の総合性をもたな

ければならぬが、法案としては供出制度

の合理化、並びにそのことによつてま

た増産を進めていこうといふねらいを

もつておるのであります。現在の價格

が合理的であるかどうかという御質問

に對しましては、先般來政府といたし

まして、いろ／＼苦慮いたしておる

という事実において、政府の意のある

ところは十分北委員といへども御承知と

思ふのであります。

○北委員 私はこの不当な價格さへ是

正されれば、先ほど政務次官が言われ

た正直者がばかを見るというやうなこ

とはないと信じておるのであります。

またこの法案の内容を檢討いたします

163

れば、せつかくで上つた農業協同組合の自主的活動をまつたく阻害するようになってしまう。また、下の方は民主的のようには見えておられますが、結局すべての決定機関かというところ、諮問機関のようのものでありまして、新しくできた今度の農業協同組合の自主性を阻害するようには思ふのであります。その結果としては食糧増産の一大障害となると私は思つておるのであります。農林当局はどう感じておられますか。

○山添政府委員 その点は全然見解を異にしておるのであります。農業協同組合は、協同化を進めることによつて農家経済を安定せしめ、また増産を推進しようというのであります。もつぱら生産面において協同化を進める。しかしして農業協同組合と従来の農家会との大きな違いは、農家事務に関与をしないというのが建前でありまして、供出等の協働でありましてかような仕事を、上の方から機関として受取らない。こういうところに大きな特色といひますか、変化があるのではありませんか、農業協同組合の行き方といたしましては、そういう考え方をもち進めていく。供出のごとき、國の事務のようなもの、これは別の系統をもつてやつていく。こういう建前になつております。もつとも、農業計画というものは、あるいは個人に対する割当というやうなことに、實際の問題として農業協同組合が密接な関係をもち、また協力をしてもよろしい。これは当然そうでなければならぬのであります。制度の建前としてはそこが分離しておるのであります。むしろその事務が農業協同組合の本来の自由な自主的な性格を発展せしめる。また供出事務等から解放

されることによつて、生産面に力を注ぎ得る。こういう考え方をいたしております。

○北委員 私は何といつても價格だと思ふのであります。一家の農業経済が赤字になつて経営ができなければ、これは、あつては思ふのであります。農業協同組合の発展もしかりでありまして、やはり農家経済を確立しなければ発展しない。そこで農産物の價格が一番大切になつてくるのであります。ただ、いまのようにみかん二つに米一升というやうな無法なことをしておいて、しかもこの法案を執行するならば、農民は働かないと思ふ。しかるにこの法案の罰則を見ましても、耕作しないものは大府政府の命令によつて相当の罰金になるのであります。そういうことをすれば、農村の生産意欲というものは落ちる。たとへばこれは法律で強制されるのでありますから、つくろにはつくりませんが、さて作物といふものは、ただ種をまいただけでは、私にはできるものではないと思ひます。ほんとうの農業の体験上からいいますれば、やはり一年に三回なり四回なりの草取りをして、農作物をかわいがつてやらなければ、農作物といふものはとれるものではない。ただ面積だけに種をまきましても、百姓にこのような價格で押つけておきますならば、一年に大体三、四回草取りをするものを、生産意欲がなくなりまして一回しかしないという場合には、これは生産といふものは半減するものである。そこで百姓が生産意欲をなくして働かない場合に、大体百姓の一人々々に監視でもつけて働かせるようにするつもりかどうか

か、この点をお伺いする次第であります。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

價の変動に伴ひまして、その間一度きめました價格が不均衡になるということは、これは今後ともあることである。それらに對して政府はいろいろ苦心しておられることについて、實情は北さんよく御存じで、この問題についていろいろ政府の方でも努力しておるといふ事情については、御了解願いたいと思ふのであります。

○北委員 私はもう一点質問しまして、あとを保留しておきます。そこで結論として今の價格は農村を犠牲にしておる。農林当局の考え方も、ぼくはそうだと思つておるのであります。経済の建直しに農民だけを犠牲にしていこうという考えらしいと思ふのであります。この点をどうお考えになりますか。

○山添政府委員 私はその反対の考え方をもちております。○北委員 そこで反対の考えをもつておられるならば、どうしてこの法案の中に保有米は優先的に確保するとか、價格についてはやはり生産者代表も消費者代表も加えるとか、それから作付の点でも中央の機関は決定機関にこの法案を改正する腹があるかどうか、その点をお伺いするのであります。○山添政府委員 先ほど申し上げましたように、政策なるものはあくまでも総合的でなければならぬ。しかしながらこの法案そのものは必要はないのであります。しかしして保有量は確保する精神である。またその事務は事実上この規定しておる制度の中で、当然そういうことになるのだといふことは、事實をあげてこの間を御説明をいたした通りであります。

○北委員 そこで農政局長はいろいろ言われますが、結局還元米の事実に見ましても、これはどうしても今までの行き方が不合理である。この法案を出しますと、中央ではうまいことを言つておられます。末端においては昨年の強硬策動と同じで、結局は生産者が困つてくる結果になると思ふのであります。そこで現在農林省は勝手に事前作付をやつておられるのだから、私はこの法案は要らぬ。この法案がなくても農林省はつくると思ふが、一体農政局長はどう考えるか。

○山添政府委員 現在やつておりますのは、食糧管理法の範圍においてやつておるのであります。この法案の骨子といたしましては、この事前割当でありまして、その趣旨において同一であります。けれども、食糧管理法だけでございまして、ただいまのような追加供出はしないという保証であります。か、あるいは農民の異議の申立てであります。それから供出を合理的ならしむべき基礎が明確になつていない。この法律は供出を合理的なものにして、農民の納得するやうな制度にしていきたい、その事務はこまゝといひます。具体的に規定いたしておるのであります。もしこの法なくして、食糧管理法だけの措置として事前割当をいたしていくならば、そこにいろいろの農民に対する圧迫といふやうなことが起りかねないと思つておるのであります。

○北委員 質問を保留しておきます。○井上委員長 森さん。○森委員 私はこの法律案が先に出示されました案とほとんど變つておら

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

○山添政府委員 價格が農業の生産費用を支拂すべきものであるといふことは理の当然でありまして、現在パリテイ價格でやつておられるわけでありまして、この内容等をさらに正確なものにしていくという努力は決して怠つてはならない。同時に政府もその事務については努めたいと思つておるのであります。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。北さんの御議論を伺つております。

ないのみならず、奥底に隠されている思想は、やはり少しも改善されておらないという氣持をもつてであります。今日まで委員会の質疑応答を承つておりますのに、どうもまだ私の不審が晴れないのであります。農林大臣はこの提案の説明にこういうことを特に掲げております。一定の食糧を供出確保することを中心にしております、また農家に異議の申立てを認めて割当の公正を期する、そして農家に納得のいく生産、供出を行つてもらうという事を掲げておるのであります。また主要食糧の生産と供出とを確保するためにこの法案が必要だ、こういうことを特にうたつてゐるわけでありまして、ところが一体政府はどれだけの食糧を確保せんとせられるか、米においてなんぼ、麦においてなんぼ、あるいはさつまいも、じゃがたら辛においてなんぼという、一つのめどがなければならぬ。このはつきりした供出量がきまつていなければ、政府の、どれだけ考へておられるか数量がはつきりしなければ、この法律だけでは供出を確保することはおそらくできないと私は思う。それで一体政府はどれだけの食糧を確保したいのか、いかように考へておられるのか、まず第一にその一定量を私は知りたいのであります。

部分もござります。これはいくらを保しようと言ひましても、紙の上に書いて確保するものではない、数字を出すのではない、おのづから現在の状況に應じて合理的に生産し得る数量、これを目標にいたすわけでありまして。そのことは言ひかえてみますと、最近の実績によると、この年々作柄、こういうものを目標にいたすのであります。ただ將來にわたる政策としていかんというところでござりますれば、これは御承知のように年々二千万石以上も足りない、今後人口増加する部分を増産していくといふことだけでもかなりのものが足りないといふ状況にあるのであります。それにつきましても御承知の、目下政府で五箇年計画が練られております。あの計画において十分繰つていきたいと考へておるのであります、目標といたしましては、現状から出發して、そして將來土地改良事業でありますとか、あるいは肥料の増産でありますとか、あるいは品質の向上といふようなことによりまして、だん／＼ステップ・バイ・ステップの生産増加をいたしていきたいと考へております。しかしながら今のうちに人口増加あるいは消費割当量をもつと殖やしたいといふような見地から見ますと、どうしても輸入食糧にまたざるを得ないといふようなことになる、むしろその増大をはかつていかなければならぬといふことを目標にして、長期の増産をやつていきたいと考へております。しかし割当量そのものは、今申しますように、現在においてあげ得るところの年々作を目標とし、またその割当量も年々増加するといふことではなく、それは確実にこの程度でできるのだ

というめどがついた後でなければ、増加をしないといふ考へであります。この事前割当量をあまり変更いたしますれば、これは事前割当の目的を達しない。事前割当はスタビライズなものであるといふところに、農家の方も計画を立て、増産意欲を高揚できるという考へ方をもつております。

○森幸委員 これは食糧生産の根本が私は誤つておると思ふのであります。人口の増加率は自然現象で、大体予想できるのであります。そうしますと、日本の限られたる領土に、自然現象によつて増加するところの人口をどうして養つていくかといふところに食糧政策の根本を置かなければならぬ。そうしますと、今日政府の考へておられることは、現在の作高によつてそれを標準として供出を確保しようといふことであつて、人口といふものに對する考へ方が加味されておらないとわれ／＼は考へなければならぬ。そこで増加していく人口を養つていくのにどれだけの食糧が必要、そして現在日本の耕地においては、これだけはとれてゐるらしい——はつきりした統計はつかめなければならぬ、これだけはとれてゐるらしいが、なお科学的にこれを推し進めていく、あるいは土地の改良をするとか、新しい土地をつくるとかいふ方法について、これだけの食糧を確保したい、そしてなおかつ足りないものは海外より輸入を仰がなければならぬといふ一つのめどをづけて、一割増産、二割増産、三割増産を考へていかなければならぬ。それがたゞぼうつと一割増産といふようなことを言ひ出して、農民に協力しろと言つたつて、農民は一体食糧といふものは足りるの

か足らぬのか、どういふ情勢になつておるのかわからないのであります。この知らない農村に對して、この食糧問題に協力しろと言つたつてなか／＼できない。だからここにこういうむりな法律をつくつて農家に迫るのである。これは前議會においてもわれ／＼が反對したところ、こういう法案をやればやるほど生産意欲が減退して、政府の期待することができ得ないといふことを強く強調したしたのであります。が、やはり依然としてそういう氣持がこの法案にあります。われ／＼は今日の割当の状況が、大臣の言つてゐる通りに納得のいく割当なんといふことは期待できるものではない。今政府當局の説明されたように、全國知事會議において説明したあれを根拠として一応割当てたといふことをお話になつておりますが、あの知事の受け取つたものが、はたして公正な農民の納得のいく割当であるか。はたか供出をしなければならぬといふ供出量を確保する割当量に於いて、農民が納得する割当ができるかといふことは、それは事實において行われておらない。またこの法律案において作付反別は命令しない、また收穫量を——お前の方はこれだけつくれという計画を立てる、こういうのであります。が、作付反別をせずしてどうして生産計画が立つのか。やはりこれだけの量は、あるいはいをもつてくれと言わなければ、生産計画は立たない。結局前條のことに、これだけのものをこれだけの反別にまけ、つくれといふことを、これは押しつけることになるのであります。そしてまたこの法律案の中に非常な矛盾がありまして、一応割当高が減收した場合にはこ

れを補正する、修正する用意がある。こういうことになつておるのであります。が、農業災害保險においては、三割以上の減額をした場合において保險にかゝるわけでありまして、三割以下の二割五分といふような査定があつた場合に、災害保險にはかかりません。かりにこれを例をもつて示すならば、平均二石四斗とれるものといひまして、それが二割減收したけれども、大体今日までの供出は半分供出する約束になつておつたといひますと、一石二斗生産者の手もとに残るわけである。ところが二割減收しますと七斗二升しか手もとに残つてこない。これが昔ならば地主、小作の關係で、今年は一割の減收だ、五分の減收だ、何とか年貢をまけてくれといふので、この耕作者の希望に副うて地主は年貢をまけておつたが、ところが現在のやり方では考へていきますと、三割以上でなければ災害保險にはかかりません。三割以上でなければ割当を修正するようなことは政府としても、また知事としてもできません。思ひます。そうしますと、二石四斗の予定をしておつて、そのうち一石二斗出さなければならぬ。それが八割しかとれないといひますと、七斗二升しか自分の手に残つてこない。こういうことに對して、やはり一石二斗の生産割当といふものを供出せしめるというような、まことに悲憤なことになつてくるのであります。それでありますから、この法律に、農民が納得するような割当をするといふうまい言葉を使つております。私は言葉が悪いかもしれませんが、だますような、生産と供出を納得せしめて喜んで確保するといふようなことをうたつて

おられますけれども、おそらくこれはカモフラージュした一つのやり方であつて、やはり強制的な供出を行わなければならないという結果になるのではないかと思ふが、この点についてひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○山添政府委員 相当量の還元米を生じたという昨年の米の供出等を頭におかれまして、はだか供出ということをお述べになつたのだと思ひますが、なるほど本年の米の事前割当は三千二百万石でありまして、昨年よりは多いことになつております。昨年は三千五十万石でありまして、多いわけでありす。しかし今年の三千二百万石の中には通常の災害率を含めてあるのでありまして、通常災害率を含めましてというの、結局通常もしくはそれ以上、年によつてはいろいろ違ひますが、災害が必ずある。百万石、二百万石、三百万石という災害は必ずあるのであります。それを含めて事前割当をいたすそのことは、それでは個々の農家に過重になつておるかというところではないのであります。災害のない農家としては、國全体としては三千二百万石のペースで割当てたものが、平年の收穫量に相なるわけでありまして、そういうような意味におきまして、今回の割当の方法、そして出来秋に災害があれば供出量の補正をする。それは必ずしも農業災害補償法によるところの、三割以上の減收ということにこだわらなければならないのであります。三割に達しなくても、一割でも二割でもそのことによつて自家保有量がこちらの方に相当食い込むということでありまして、これは当然補正をいたすのであります。昨年のような還元配給

をしななければならないというよりな事態の起ることは、この事前割当制度によつては避け得る、また避けるというの、趣旨であります。

○森(幸)委員 なか／＼農林当局のお考えのようにできまいと私は心配するのではありませんが、一体三千二百万石というものをあてにしておられますが、先ほど申し上げましたように、人口というものを考えておられない。私は政府としてこれだけの食糧はどうしても確保しなければ、配給制度でやつておる以上はやつていけないという考え方から、米に対しては三千万石あるいは二千五百万石、はつきりとり得るところの量を、各府縣の地方に應じて割当てる。これはなか／＼むずかしい問題でありますけれども、やつてやれないことはない。むずかしいからと言つて延ばしておつては、いつまで経つてもできないのであります。その地方によつて米なら米を割当てる、そうしてこれだけは確保することができ。それではどうしても足りないものであるからさつまいもによつて補う、あるいは麦によつて補うというのをはつきりやつて、米に換算して一億万石の食糧を確保するという日途を立てて、そして配給制度を考えられることが、私は一番はつきりすると思ふ。今さつまいもなんかを割当てるおられるけれども、その増産なんというには、ほとんど手をつけておられない。いつかもし申し上げましたように、今日市中で販賣しているような苗の苗のとき、は、ほとんどいもつくりの苗でないというところを、専門家が言つておるのを聞いておる。そういうものを植えて、自由にさつまいもの栽培をさせて、

そうしてこれだけは確保しなければならぬと言ふ。おしまひになつてやいまい騒ぎ出して供出さすというやうなことは、これは國家の食糧を確保させるというねらいからは許されてくる。どうしても米が年々これだけは確保しなければならぬ。あるいは麦によつてこれだけのものは確保しなければならぬという目的を立てて、食糧政策というものを立てることが、私は緊要な問題であつて、ただそのできばえによつて供出のぐあいによつて外國の食糧を輸入してもらつて、何とか食つていくというやうな、いつまでも他力本願というやうな氣持では、私はたいへんなことになると思ふのであります。それで、なおこまかい問題にはいろいろありますが、農林大臣は供出以外のものに対しては三倍で買ふ。そういうやうなことを一つの措置だとして考えられておりますが、そんなことでこれが奨励の措置と私はは言ひ得ないと思ふ。殊にこの法律のうちにおいては、資材の確保を指示することができ。肥料をこれだけ生産させる、あるいは農機具の生産をこういふふうにするという指示をする

ことができるとあります。これはあまりになまやさしい法律の書き方であり。生産に対しては、あくまでも地方長官から部落の責任者まで確固たる責任のもとに供出せしめておいて、そして肥料だとかあるいは資材に対しては、商工業者に対して指示ができれば、いふやうな、なまやさしい法律である。肥料のごときも、今年はいく／＼言つて政府もいろいろお骨折りになつて、七月までの肥料に対しては相當量

の配給があるが、農家に行つてみると、種出肥えがくるかこないかという一つの心配をしております。今考えておる窒素肥料を全部使用して、あともし種肥えが来なかつたらどうしようという心配がある。これは政府が毎年々々肥料を配給するといつてうそをついてきたために、政府を信用しない結果であります。政府が必ず五貫五百匁だけは窒素肥料を配給するといふ約束を政府が農家にするならば、肥料生産者に対して強権の發動をして、もし予定数量を生産しなかつた肥料会社に対しては、強権を發動してでもそれを生産せしめるといふやうな、相當の強き処置を講じなければならぬ。それが、ただこれだけ肥料が必要であるから、これだけ肥料を生産するように指示することができただけでは、われ／＼ははなはだ片手落ちなやり方であつて、弱者いじめの法律と考へるのであります。この点について、政府は確信をもつておられるか。約束を破らないように確信があるのか。この点ひとつ念のため承つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 増産の骨子は、今おつしやつたやうに、資材を確保するといふことはもちろんであります。そのためには、國の計画をいたしまして、肥料等には超重點の努力を注いでおり、しこ／＼としてその確保の實際の問題といたしましては、結局電力とか石炭とかを確保する、あるいは硫酸鉄の増産、増産をはかるということが根本でありまして、それさえできれば、目標が達成できるのであります。問題はそういう國のもつております電力、石炭等をいかに重點的に満たしていくか。他の産業を犠牲にすることがあつても、この方につつこむかということになるわけでありす。この点については、何と申しましても、食糧が一番重要であり、食糧は肥料がもとだという認識に立つて、政府はいたしておるのであります。公約いたしました肥料等は必ずこれを配給をいたすという堅い確信をもつており、本年の五貫五百匁はこれを確実に配給するわけでありす。なお供出の奨励策をいたしましては、これは増産の奨励でありまして、超過供出に対しては三倍の價格、それから供出そのものの奨励というところからいふとありますが、先ほど北さんからいろいろ價格について、御議論がございました。この價格をいゆる実効價格たらしめるといふことが、何といつても必要であります。いろいろ議論はあるかと思ひますが、政府としては、今までは報奨物資という名前でありまして、農家の必需品をこれにリンクして配給していく。もつとも余分なものでありますとか、ぜいたく品でありますとかいふものは、リンク物資の中から省いて、最も農家に必要なるものを配給いたしていく。そうしてそれを生活必需品の計画におきましては、農家に配給すべきものを繊維製品等を十分重点を置いて確保する。こういうことをいたしておりますし、今後ともその線を強化していくよう考えておるやうなわけでありす。

○井上委員 森君に申し上げますが、森君の今まで質問されました三点は、もはや他の委員によつて十分審議されておりますから、できるだけ重複しないようにお願いいたします。

○森(幸)委員 今報奨物資の話がありましたが、報奨物資の實際を政府当局

は御承知になつておるか、どういふものが報奨物資でこのごろ農村に配給されておるか。ほとんど農村として使ひ切れないやうな、薄い人絹のべら／＼したものやら、こんなものは困るといふやうなものが配給されておる。それも價格が安ければいいが、農村の事情を聞いてみますと、繭の生産に關する報奨物資は、比較的いいものが行きます。これは非常に養蠶家として喜んでおるのでありますが、農業に対してはほとんどその蔵ざら／＼といふやうな、繊維商の余りものを配給するといふやうな状態で、非常に困つておる。こんなものは要らないと、ずいぶん断つておる人があるやうに聞いておるのではありませんが、そういうもので報奨物資を配給しておるといふやうなことを考えられては、とんでもないことだと思ふ。むしろ私は價格の面において生産者が満足するやうな價格にして、そのうして報奨物資でつと／＼と語弊があるかも知れませんが、そういうことはやめたらどうか。酒を飲まない人に酒をどつさり配給し、タバコをのまない人にタバコをどつさり配給する。そのタバコはやみ流しされ、酒がやみ流しされるやうな事案もあるわけでありま。私は、もつと報奨物資をやめるならば、實際の状況に即したやうな報奨物資でなければ、むしろ報奨物資といふやうな美名に隠れて、かえつて生産者に迷惑がかかるやうなものはやめたらどうか。こういうことも考えるのでありますが、今後当局としては大いに考慮を拂つてもらいたいと思ふのであります。

課税でありまして、いまわれ／＼は合理的な課税の方針を要求しておるわけでありま。無理な供出割當と、そのうして課税が苛酷であるために耕地の返還が非常に多い。これは栃木縣なんかに相当するやうに新聞に書いておるますが、現に私の方でも、土地を使わないで、政府に返してしまいたいといふやうな事実がちよい／＼行われておるのであります。これはある思想に煽動される向きもあるやうに聞いておりますけれども、事實所得税が非常に高かつたのと、そのうして割當が不公平だ、公正な割當がでなかつたといふために、こんな田を耕してこれだけ税金をとられて、これだけの供出をしななければならぬのなら田を返す、つくらないといふやうな現象があら／＼こちらに行われつゝあるやうに考えられますが、これについては調査がありますか。またそれに対して策を講じておられるか、この点を一つ伺いたい。

○山添政府委員 報奨物資につきましては、森さんの御指摘になりましたやうな点は、私も感じておりまして、改善していきたいと考えております。それから税金の点でございまして、これも具体的に昨年のやうな非常なでこぼこの起る。また相當のいわば無理を生じておるやうなことがないやうな方法を講じていきたいと考えております。私も具体的な税の納め方について案を練つております。いづれ税務当局と十分協議をいたしまして、合理的な所得の捕提、それに対する納税といふことになるやうにいたしたいと考えておるのであります。これにつきましては、まだいろいろ詳しく申し上げる段階に立ち至つておりません

が、せつかく研究をいたしておりま。○森委員 最後の一つ伺つておきたいのは、合理的割當といふことをおつしやるが、どういふことを考えておられるのか。供出に対する合理的割當といふことをもう少しはつきり説明をお願いしたい。

○山添政府委員 これは一口に申しますれば、地力に應じた割當にいたしたい、こゝういふことであります。もとより具体的に割當てます場合には、法案の第五條にも書いておりますごとく、いろいろの要素を考へて、農家の納得のいく割當をいたすのであります。その基本となりま。何と申しましても地力に應ずる、こゝういふ意味であります。村の中の地力調査はこの春いたしましたが、なおこれは今後完成をはかつていきたいと存じますが、他に市町村別の割當の基礎となるべき地力、これについても予算もいたさしたもので、そういう調査も今年一ぱいにするこゝうにいたしたいと思ひます。

○森委員 今の地力が合理的割當の根拠であるといふことは、私の意見も同じことではあります。そのうすると地力によつて米がどれだけとれる、粟作にして粟がこれだけとれる、さつまいももやはりこれだけとれるといふことははつきりする。それでこれに対して政府は今保有量を四合と考へられておるから、この田からはこれだけとれるから、これだけの余分は供出できるという数字が出てくる。それが部落から町村、町村から郡、郡から縣に集まつて、この縣は米はどれだけ、米はこれだけ供出する能力がある、それがほんとうの供出の割當だと思ふ。今は大まかに知事をして、これは連合軍とも相談したのだからといふことで、これだけ供出せよと上から天降的にやる。ここに無理な、適正ならざる、不合理な割當があると思ふ。經費もいくらか予算に上つたやうであります。が、地力によつてこれだけの生産力があるのだから、そのうちこれだけ供出しよと、下から盛り上つてきて初めてそれだけのものが供出できる。政府は安心してそれだけのものが確保できる。昔の大名が扶持をもらつたやうに、三千二百万石の大名になつて、年々天災地變のない限り、それだけのものは確保できる。そうすれば、震災に遭つたとかその他特別の場合以外は、検見することも調査することも要らないし、安心して食糧計画が立つ、私はこゝう考へるのだが、ひとつさういふやうに方針を変えられませんか。今のやうにあなたの方で過去五箇年間の平均実績を調査されたプランで各府縣に割り当てて、それを下に押しつけていくといふことでなしに、地力に應じてこれだけの生産力があるからこれだけ供出する、これが合理的の割當であり、合理的の供出であり、それを基礎にしてわが國の食糧政策を立てていくことにならなければならぬと思ふがどうですか。

○山添政府委員 議論をいたしましては森委員のお考えと同感であります。が、現在それを実行に移すためには、まだそれだけの資料もつておりません。その方向に向つて努力をしたいと考えております。

○重富委員 簡単にお尋ねいたしますから、お答えも簡単に願ひたいと思ひます。

第一点は各種農業調整委員會の決議は、行政廳の行意にどういふ結果を及ぼすか。言いかえれば拘束力があるかないか。拘束力がないとすれば、その行爲に対する責任は一切行政廳にありと断じてよろしいか。これをイエス、ノーではつきりしていただきたい。

○山添政府委員 府縣以下の委員會は議決機關であり、中央の機關は諮問機關であります。それによつて御了承願ひます。

○重富委員 議決機關ならば拘束力はあるのですか、ないのですか。

○山添政府委員 あるわけでありま。

○重富委員 第二点としてお尋ねいたします。第十七條に委員會の決議が、法令に基いてする行政廳の処分と違反すると認めるときは、その議決を取消すことができるありますが、割當は第五條第一項に基く行政処分でありま。従つて委員會においてはその割當に反する決議をすることができないのかどうか、その点を御尋ねいたします。

○山添政府委員 市町村の委員會は、都道府縣農業調整委員會の議決した当該市町村に対する割當量を、個々の農家に公平に割り当てるのが任務でありまして、おのづからその町村に割り当てるべき総量はわがきめられておるわけでありま。そのわくの中でやらなければならぬことは當然であります。

○重富委員 では第三点としてお尋ねいたします。第三條第四項の政令案と、それから第二十一條、第二十二條との關係ですが、第三條第四項の政令案では、大臣が委員會の委員長であり

かつ監督者であります。縣では知事が委員会の会長でありかつ監督者であります。このように監督者と被監督者が同一人であるという事はゼロを示すことでありますが、なぜかようなことをされたのか、お尋ねいたします。

○山添政府委員 從來もこういう例はしばしばあるものであります。その方が運用上よろしいという考えであります。

○重富委員 その方が運用上よろしいということならば、結局官僚一点張りであるという事に私は断じます。

第四点 中央委員会は何ゆえに民間選出をせよとされたか、この点を尋ねいたします。

○山添政府委員 農民団体もしくは府縣の農業調整委員会等の意向を参照して、選任いたすつもりであります。

○重富委員 では次にお尋ねいたします。先ほど森委員から御質問がありましたが、農業者側に対しては命令しなければならぬということになつておりますが、その他の者に対しては命令は、することができるといふように余地が残されております。ただこれを確保すると言われましても、またその自信があると言われましても、それは自信、確保というだけのことであつて、主観的なものであります。何ゆえに法制上において、そうした命令権をはつきりさせることができないのか、この点をお尋ねいたします。

○山添政府委員 農業用資材の生産につきましても、そのものの生産に要する資材等の配給によつて、生産数量がきまるのであります。それに対しては一定の電力あるいは石炭の配給と同時に、生産数量を指示しているのでは

あります。これは肥料においてしかり、農具においても今後そういうふうにするのであります。それでこの法律に書いてあります指示は、そういう経済計画から来ます基本の問題ではなく、むしろ機動的に、いろいろ問題が起ることに對してそれらの主管大臣が指示をする、こういう機動的な処置を考へてゐるのであります。従つて「得」となつております。

○重富委員 次にお尋ねいたしますのは、第一條の生産数量及び供出数量というところは、山添局長の説明からいたしますと、これは生産命令を出すことは明らかでありますが、第十條では、作付禁止命令を出すことも明らかであります。第十一條では、財産権を公共のために供する供与命令を出すことも明らかであります。かような関係から、農家経済に赤字を出すということが起ることは十分に察知されます。また自己の財産を自由に使用収益処分できないことも起ることは明らかであります。かかる場合には必ずそれに對して正当なる補償を与えなければならぬということが、憲法上にもはつきりしたつてあります。また肥料や石炭に對しましては赤字補填の制度があるものであります。何ゆえに本法だけに赤字補填の制度を定められなかつたのか、この点をお尋ねいたします。

○山添政府委員 この法律によりまして、農家が供出の義務を負いますところから、あるいは不急售物がある場合においてある程度の制限を受けるというところ、それから第十一條におきまして、農産物の生産を増進し、またはその生産の障害を除くために特に必要がある場合におけるところの指示権、これらのものはそれ／＼現在のわが國の事情において必要とするものであります。それらの義務があることは當然のことだと思ふのであります。しかも供出の場合には、そこに赤字補填といふますか、合理的な生産費をきめることによつて、そういう問題はない——ないといふますか、むしろ合理的な値段をきめるということでありまして、生産費が三千円かかつてゐるのに買上価格が二千五百円ということであれば、それは五百円の赤字補填をするわけでありまして、そういうことは現在いたさないで、あくまでも生産者からは生産に要するところの費用をカバーし得る米價で買上げる——もつとも安い消費者價格で配給しておつたこともありましたが、昨年から止めたことが、—そういうことであります。結局問題は、憲法のある事柄を指示して、それに對して補償の規定が必要ではないかという十一條に關連するものでないかと思ひます。この十一條の運用に關しましては委員会が指示をする。その指示につきまして、当事者において異議がございしますれば、これを都道府縣知事の方に申し出る機会もあるわけでありまして、都道府縣知事はそれらの農業生産全般の上の必要性、また当事者の都合等も勘案して、さらに必要があれば命令を指示する。こういう手続をきとつておるのであります。当事者の事情等についても十分勘案をされておきますので、それに不当の損害をかけるということはない。その人は、社会的な義務として当然果すべきを果すというのでありますから、差支えない

と考へております。

○重富委員 ただいまの御返答につきましては、私の質問が十分わかつていただけたかたうたように思ひますので、失礼であります。もう一度お尋ねいたします。

生産命令と作付禁止命令から農家に赤字を出すことはない、かようなお考え方は誤りであると思ひます。赤字を出す場合もあり得るのであります。それから今言われましたように、当事者が異議の申立てができるから、赤字が出ないということも、これは独断といわざるを得ないと思ひます。でありますから、出る場合も必ずあると思ひますが、その場合に對して今のような御返事であるといひまして、それ以外にはないというならばそれでよろしいのであります。

それから次の点をお尋ねいたします。供出は國家と農民との間で行われましますところの賣買行為であるといふことは、すでに明らかであるところでありまして、前の和田安本長官もこのことは、はつきり言われております。これが商行為である限りにおきましては、その價格は双方が相談をすべきであるのが當然のことでありまして、それが取引上の秩序であります。價格のみならずその他の取引條件は、一切相談すべきめるべきであります。しかるにこの法案の中には、取引條件の決定に關する、何ら合法的な農業者の代表者と相談をするといふことを考へられておりませんが、そういうことを考へる意思があるのかないのか、この点をお尋ねいたしますのであります。公共のために必要なるものは農産物そのものであつて、價格とか取引條件ではないので

あります。農家といへどもむちやを言うのではありませんから、この物の面につきましては、ある一定の限界までは強制的にやられましても、納得を得るのであります。しかしながら價格その他取引條件につきましては、容易に納得し得ない。これは今のような原則があるからであります。その原則に對して、政府はなお依然として一方的な決定をしようとするおそれがあるが、一体これはどういふわけか。先ほど北委員が質問されておりましたが、この價格にいたしましては、まづたく實際から申しますと、一般物價が少くとも三分の一以下に下まつてゐなければ、一般の取引をいたしましては、取引ができない状態にあるのが原則であります。従つてその超過供出の分に對しましては、公定の三倍をやるといふ、あの三倍がまず安当なものではないかと思ひますので、北委員からしきりに逆説的にそれを問ひ質しておつたのは當然であると思ひます。従つてごういふことを緩和するためには、どういたしまして相談をする機關を設けるといふことをきめてもらひたいと思ひます。この点に對します見解をお尋ねいたしますのであります。

○山添政府委員 なるほど供出は契約關係といえますが、法令に基くところの契約關係ではないのであります。價格は契約價格ではないのであります。いわゆる公にきめられる公定價格であるわけでありまして、どの公定價格といへども、これは契約價格ではございませぬから、相談できなくておるといふわけではないのであります。しかし事實上におきまして、農業者の意見を十分取り入れる機会があるべきであるとい

うことは、これは私は必要だと思つて
であります。この中央農業調整委員会
等におきましては、パリテ計算の中
の品目、あるいはウェイト、また実際
農村において、どの程度公定價格で物
がはいつており、しからざるものがど
ういふ事情になつておるかというよう
なことも、十分論議をされて研究
をされ、政府といたしましては、それ
らの意見は十分尊重をいたす考え方で
おるわけであります。しかしながら價
格そのものの性格は、今のようないわ
ゆる相対的でできめて、その間に意見
がまとまらなければならぬのだとい
うものは、性質を異にしておる、か
ように考えるのであります。

○重富委員 今のお答えで御意思のほ
どはわかりました。次にもう一つ質問
いたします。それは三月二十三日付答
弁第三号によりますと、政府は農家の
保有優先とか、還元配給には法的根拠
はない。明らかにそうした面におきま
しては、農業者の食生活を保障する法
的根拠はないのであります。政府はや
はりその御答弁の中から見ますと、行
政上の手心でやる。すなわちお米制
度であるということが明らかになつて
おります。そのためにみづから他人の
消費するものまでつくつた生産農家
が、他人の消費する分までつくつたか
ゆえに、自分の食糧は一粒もなく
なる状態が出現してあるのが今日の状
態であり、そのことは本会議でも私の
質問に対して、大臣ははっきりと確認
をしておられるのであります。こうし
た裸供出の事実を確認をしておられな
がら、なお法律上の保有米還元
に関する保護を加えようとする御意思が
ないのは、はなはだ遺憾に思つてあ

ります。この点はぜひ何とか考へな
ければならぬと思つてあります。鈴
木國務大臣は、裸供出は憲法第二十五
條違反ではないといふことを私に申し
渡したのであります。それは割当の不公
平問題であるからと言つておつたので
あります。かような人がおられますか
ら、なおさら農民の食生活を、明瞭に法
文をもつて保護してもらわなければな
らぬと思つてあります。それをあな
たの方から申されますと、事前割当
をするから今度はないとか、また追加
供出をしないから今度はないとか申し
れますが、去年の三千五十二万石でさ
え五百万石の還元要求があり、百六十
万石の還元をしたのであります。今年
は三千二百萬石になつております。一
割増産といふことは、現在のところ
は私はいかへて終るのではないかと
考へる点があるのであります。そう
いたしますと、最大限にまで割当で
おいて、そうして追加供出をさせな
い。当然なことであります。また事前
割当をするから、そこで努力すれば自
分の保有米はあるといふことでありま
す。けれども、なるほど努力すればあ
るかもしませんが、今までも言つて
おられましたように、公平なる割当が
できないからこつた問題が起るとい
うのであります。ところがその公平な
る割当ができるかといふことになりま
す。とあなたの方のお話によりまして、
それはどうしてできない。現在のデー
タでもつてはできないといふことを
はつきり言つておられます。またサン
プリング・システムによる昨年の実収
高に関することは詳しく聞いたのであ
ります。このサンプリング・システ
ムによる実収調査、あるいは作付調査

こういふことに対してしても、統計局
はまだ実用に供するだけの自信がない
といふことをはつきり言つておりま
す。そういたしますと公平なる割当は
できない。できないといふことになれ
ば、やはり裸供出をする農家が相当に
出てくるというところは、はつきりい
ております。過去におきましてもそ
うであります。たゞこの法案が通
過したといふは、たゞし、依然と
して裸供出があり得るのであります。
公平な割当ができればいざ知らず、で
きない。あなた方もそれを言つておら
れます。またサンプリング・システ
ムの調査は、当局も自信がないと言つて
おるのであります。そういうふうなこ
とになりますと、生活を保持するため
の保有米を確保することにつきまして
は、どうしても法的保護が必要だと思
うのであります。一人の犠牲者でもこ
の点においては出してはならないので
あります。ところが、とかくかように
申しますと、それは異例である、特例
であると言われます。常に量的な問題
として考えられる。しかしこれは生命
を保持する問題でありますから、質的
な問題であります。量ではなくて質の
問題であります。一人でもこのために
生命を脅かされる者があつてはならな
いのであります。そういう意味におき
まして、どうしても保有米を確保させ
るといふ法的根拠をこれに与えようと
されないのか。この点をお尋ねいたし
ます。

○山縣政府委員 本年の割当は、西の
方は昨年よりやや低めになつておるこ
とは御承知の通りであります。昨年は
東北、関東の水害が、西の方におつた
ばつたような結果になりましたが、

本年は平年作を基礎にしてやつておる
のでありますから、そういう事態はこ
いけません。同時に公平な割当ができ
ぬといふことを政府がいつておるよう
に言われますけれども、その意味は絶
對的に完全なる公平さをもつというこ
とは、現状としては望み得ないといふ
ことを言つておるのであります。この
制度が従来よりも公平の度をはるかに
高めるといふことは間違いないのであ
ります。そういうわけで、自然割当そ
のものが公平さをもち、そうしてこの
災害等によりまして、減収を來し、従
つて保有米の方が著しく食ひこむ。そ
の場合に割当量を補正するといふこと
は、この法文で明瞭にうたつておるこ
とであります。かつ國が補正をいた
します機関等にも制限をおき、ほかか
ぶりで逃げるといふことはないうに
いたしてあるのであります。その点に
つきましては、私どもは保有食糧とい
うものが確保されておるといふことを
前提にして考へており、その制度の建
て方にも、その事情を前提として取入
れておるつもりであります。

○重富委員 ただいま保有は完全にも
つておるといふことを前提にして云々
と言われましたが、それこそ強断であ
り、独善であるのであります。割当
が公平を期せられない。前よりも幾分
かよくなるであらうという程度のもの
であれば、やはりはだか供出をするも
のがおるといふことは、あなたもお認
めにならなければならぬと思ひます。
そのときにそれに対して何らの法的保
護を与えない。みづから他人のために
他人が食うものをつくつておるがゆゑ
に、みづからはつかえなければならな
い。そういう非人情的なことが國家と

して許されるかどうか。この点につき
まして、なおお考えを願ひたいと思ひ
ます。私の質問は打切ります。答弁は
要りません。

○坪井委員 この食糧確保臨時措置法
案であります。名前だけでも私は惡
法だと思つておる。私人では、絶對
これは反対せざるを得ないといふ考
をもつております。なぜならば、御
承知の通りあの手の手で政府は結局
農家の粒々辛苦したこの主要食糧、雜
穀に至るまでを供出といふ美名のもと
に取上げる。割当供出といふことをい
われておりますが、これは封建的なこ
とで、戦中から何らその点変
つたこととはない。はたしてこつた法
律をつくつた御本尊様が、この供出と
いふ字句の内容を知つておるかどう
か、これについてまず私はお伺ひいた
したい。

私の見解では供出なるものは穀腹、
豊饒、増産ができてありがたから神
前に供えてその豊饒を祝ひ、なおまた
どうかこんなに余裕があるから食べて
もらいたいといふので、神前に捧げ供
えるといふ意味が供出だと思ふ。しか
るに戦争中つた割当供出などとい
ふ無謀な言葉をそのまま使つていふこ
とは、まづたゞ非國民であると私はい
つても差支えないと思ふ。なぜなら
ばあなた方は、この七月あるいは七月
の中旬までになつて、勘定が合うと
か、合はぬとかいつておるが、百姓で
田を植へずにおるものが一人でもある
か。ばか、氣狂ひの間でも親戚、朋友、
知己が何と出だけは植へてやるよと
いつておる。そうした勘定問題でなく
百姓がやつておるにかかわらず結局供
出割当の意味も知らずに、第一條にも

つていつてこれをうたうという事は封建性もなほだしいと思う。この供出生産割当という眞の定義を、これをつくつた御本尊様にお聴きしたいと思う。なおまたこの法律をつくる上において、少くとも民主的ということならば、生産者あるいは指導者あるいはその地方における管理者、各種各様の意見を聴いてやればよいけれども、一方的な考えにおいてやらして置いて、農家のわからないような法律をつくつて、結局は政府がまき上げて、ただ何でもかんでもつてしまえばよいということとはけしからぬ。大体絶対量が足らぬということは、はつきりしておる。申し上げるまでもなく、昭和十二年ころは大体人口七千万でして、当時の平均収量は六千二百万石で八百萬石ほど足らなかつた。それでも米だけでは二合七勺にならなかつた。しかるに現在は総合的に二合五勺の配給であるという点を見ると、その当時は二合七勺の配給があつて、ほかのもので賄つたから食つていけたけれども、今日は総合的に二合五勺であつて絶対量は少くなつておる。結局供出の移動状況を見ましても、人口は百万ずつ殖えていくにかかわらず、耕地はあつてこべに昭和十二年から見ると百万町歩近く減つておる。このときにおいて、かような法律をつくつて強制的にこれを取上げるということをしなくても、結局絶対量を殖えていけば、こんなむりはないかともよいと思ふ。戦争に負けおるからやむを得ないといわれるが、もちろんその点もありましようが、まだ政府は手ぬるいと思ふ。十二年当時は酒あるいは菓子等に千万石を消費しておつて、約千八百万石足らなかつた。だから朝鮮、台湾あるいはタイ等から輸入しておつた。そういう結果から見ると、今日において、約二百万トンの要請をしておるようでありますが、少くとも絶対量の足らぬ分だけはG・H・Qにお願ひして、で得る限りまで入れてもらつて同時に、少くとも農家に三千五十五万石の供出を強要されておるわけでありますが、この数量というものは昭和十二年当時は反當需要肥料八萬五千匁であつた。現在は供出だけはあまり減らずに、肥料なり農機具なりその他の資材は五割ないし五割五分くらいしかつておらない。肥料は五萬五千匁、六割までいづておるが、そういうふうにするものをやらすに供出だけ多くさせる。こゝに非常に大きな無理がある。なぜ農家にこうした食糧確保の臨時措置法を講ずるならば、他の商工業者にも農業に必要な資材の臨時措置法を適用しないか。去年の供出あるいは強権発動の問題もそうであつて、百姓だけに強権発動をした。結局商工業者には指示はしたけれども、強権発動はなかつた。今度はまたこれは一方的である——私はどうしてもこの点が納得いきませんので、供出とか、あるいはまた生産の確保という言葉なら納得いたしますので、もつとほかにこれにかえる方法はないか。眞に農家の自発的意思によつてやらせるといふ上においては、まだ考える余地がいくらかあると思ふ。字句ばかりでなく精神を没却している。まずこの点をお伺ひいたします。

○山添政府委員 農家の方で放つておいても怠ける人はいない。できるだけ土地を利用し、家族労働を利用して増産に努めることゝの氣魄、心持はよくあつておるのであります。そのお心持を一層供出制度の関連において高揚したいというのがこの法案の精神であります。何といひまして割当とか、供出とかいふことは、これは農家にとつて負担でありますから、その負担が農家にとつて合理的なものである。隣の人と比べ、あるいは隣町村と比べ、他の府縣と比べて特に自分の所に重たいというわけではない。これは公正なものであるという感じをもつてもらふことが適當でありますと同時に、供出数量に限界をつけるということがやはり必要なのであります。農家は増産をした。その増産をしたい氣分を伸ばしたいといふのがこの法律の精神であります。言葉にはいろいろ解釈があり、坪井さんは何か深遠な御解釈をおもちのようでありますが、法律はわかりやすいものがよい。讀んでわかりやすい法律がよい。それにはわかるような通常の言葉を使うのが適當だと考えておるのであります。農業資材の確保につきましては、今までしばしば申しました通り、政府として万全の努力をつくし、また業者としては生産資材を配給されるに従つては、それに伴ふところの生産を上げる。その義務を負つておる。またその配給につきましては、重要なものはすべてクーポン制度になつておりますが、クーポンの提示があればこれを公定價格で賣り渡す義務がある。そういう法制的な措置はでき上つておるのであります。さらにそれらのおことを助す場合に支障がある場合に、機動的な措置をとるような規定をこの法案の中に置いたのであります。こゝういふわけであります。

○坪井委員 その他の資材に対する確保の考えはどんなお考えをもつておりますか。

○山添政府委員 その問題は実は法制問題よりも國の經濟の立て方でありまして、安定本部を中心として立てられるところの鉄鉱でありまして、石炭でありますとか、電力でありますとか、あるいは輸送力、これらの配分の問題であります。その配分したものを確實に実行するということであればいいわけでありまして、結局その他の資材の生産責任の根本はやはり政府なのであります。

○坪井委員 これはあまりに農政局長の誠意がないと思ふ。民主化しようといふときには、なるべく何もかも今の名称をかえていくのが、これが時代に即応していくことであるのかかわらず、現状維持でいきたいといふふうな、ばかんなことを考えられることはもつてのほかだと思ふ。

次に質問いたします点は、第二條でありますけれども、雜穀あるいはまた主食のうちにも飼料となるべきものは相当ありますが、これらの点については、今日は畜産の要求も相當あるのであります。二休どのくらいのもものが飼料にまわるか、また飼料としてどのくらいあつたらいいか、この点をお伺ひいたします。

○山添政府委員 畜産方面からする要求は非常に多いのであります。現在たしか私の記憶では百八十万石くらいをえさとしてまわしておるのであります。これを要求からみますると、極端な言葉で申せばほんとうにわずかな数量であります。そこでえさの問題はまことに重要でありますけれども、これはいろいろ海外から、たとえば油脂の原料、コブラとか、何とかいうものを輸入するといふことがなくては、實際に殖やしていけないのではないかと、國內生産として農家自身が殖やしていく、この法律によりますれば、それら事前割当の制度でありますから、それ以上余計なものは供出分はないわけでありまして、従つて自分でめんどくさくても産でもとれば、それはえさにまわる余地はあるわけでありまして、そういう努力をしたいと思つております。

○坪井委員 私の考えでは、第二條において雜穀はこれを除外するといふくらいに今後いたさなければ、決して農家もよるこんで増産意欲を高揚することができないと思ふのであります。その意思ありや否やということをお伺ひいたします。

○山添政府委員 これは山村等によりましては、水田もなくて、むしろ雜穀が主であるといふような所もあるわけでありまして、現在雜穀は、雜穀を多く生産する府縣には、特別に主要食糧のうちの計画として入れておるのであります。これを農家から見れば米を出してもよろしい、雜穀を出してもよいとこゝういふことではなかつて便宜なのであります。雜穀がおもなる生産物であるという所に、供出の義務を全然はずしてしまふといふことは、これは農家全体としてはやはり不公平になると考へております。

○坪井委員 簡単にやるから簡單にお答えを願ひたい。第三條の二項の「政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを

公表する。その必要なる奨励措置を定めるといふことの内容を一つ御発表願います。

○山添政府委員 本年度の奨励措置といたしましては、超過供出に対して、三倍の價格で買うというのであります。

○坪井委員 第五條の「市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従い、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の農業計画を定めなければならない。」と云う二項へいきまして、二項のうち一から六号まであります。が、なか／＼この仕事をやるということとは、これは普通の費用ではできないと思うのであります。政府はよく予算の範囲内というけれども、どのくらい予算をもつてやればこれが円滑にできるか。その予算等の内容がわかりましたら御指示を願いたいと思うのであります。

なおまた第六であります。飼養家畜の種類及び頭数」といふことになつておりますが、これもいろいろ計画する上においてなかりこれは飼料とにらみ合わせなくてはならぬむずかしい問題であります。結局今後これは政府としての、五箇年計画の線に沿つた計画を織り込んでいく意思であるかどうかということをお伺いいたします。

○山添政府委員 予算につきましては、本年度約八億円でございます。市町村に對しましては、委員会の事務局に今年人を一人おいております。來年からはこれを二人にしたいという考えをもつております。

それから家畜に關連してのお話がございますが、この法案の運用にあたりましては、今後決定されます五箇年計画等とも十分関連をもつてやつていくつもりであります。

家畜の点につきましては、結局家畜の増殖をしなければ、根本的に種族の保持、向上ということは望まれません。それについては、結局えさという問題になりますので、これは一つの手段をもつて解決はとうていできません。あらゆる方面から、またあらゆる手段にわたつてこの飼料事情の改善には努めてまいりたいと思ひます。

○井上委員長 午前中はこれで散会いたします。午後一時半から懇談会を開きます。

午後零時四十二分散会

〔参照〕

種畜法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的

畜産の振興が刻下の急務であり、家畜の改良増殖の源泉たる種畜を確保し、その合理的利用を図ることは、畜産振興上の要諦である。従來は

「種馬統制法」、「種牝牛検査法」によつてその目的を果して來たが、これらの二法律は、いずれも軍國的又は統制的色彩が濃厚であつて、終戦後の事態には全く適合しない。そこで、この際、これら兩法を廢止するとともに、畜産振興に障礙を与えない限度で民間の自主性を尊重する規程を作らうというのである。

二、議案の要旨

(一) 種畜の検査、証明方法を變更し、種牝畜の選択範圍を拡大した

こと

(一) 家畜の改良事業の普及促進を図るために特殊法人たる家畜登録協会の設立を助長したこと

(二) 特定の畜種について、移動又は屠殺を制限し、優良種畜の確保を図つたこと、なお、この制限規定のみは有効期間二箇年である。

三、議案の可決理由

畜産振興上当然の措置であると認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年七月一日

農林委員長 井上 良次
衆議院議長 松岡 駒吉殿

昭和二十三年十月二十五日印刷

昭和二十三年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局